

外国籍住民の居住・生活支援講座実施業務委託仕様書

第1 適用範囲

本仕様書は、神奈川県居住支援協議会会長大河原昇（以下「発注者」という。）が委託する外国籍住民の居住・生活支援講座実施業務委託について、受注者が行う業務の内容、成果物及びその他業務遂行上必要な事項を定める。

第2 業務の目的

神奈川県内に居住する外国人については、高齢化や孤立化など複合的な問題により、退去を余儀なくされたり、新たな住宅確保が困難な方が増えつつあり、こうした方々の居住支援にあっては、不動産店や居住支援団体との連携が不可欠であるが、一義的な相談窓口となる市町村職員をはじめ、地域福祉を担うソーシャルワーカーや民生児童委員等による支援も不可欠である。

本業務は、市町村職員等の関係者を対象に、地域福祉としての住まいの位置づけや住まい探しの手順などの知識を習得してもらうことにより、要配慮者の居住の安定確保を促進することを目的とする。

第3 委託期間

契約締結の日から令和8年1月9日まで

第4 委託業務の内容

外国人に対する居住支援をとりまく複合的な課題に対して、市町村職員をはじめとする地域福祉を担う関係者を対象に、日頃の業務における居住支援の意識強化や具体的な対応手法等を周知するための講座を開催する。

■講座概要

- ・講座は1回開催する。実施時間は2～3時間程度とし、各回の定員は、30名程度とする。
- ・講座プログラムについて、発注者と受注者の協議の上、決定するものとする。
- ・実施地域については、県東部と県西部の地域からそれぞれ選定を行うなどバランスを配慮する。

第5 業務着手届及び実施計画書・工程表

受注者は契約締結後、速やかに業務着手届（様式1）を発注者に提出する。また、実施計画書並びに実施工程表を作成して発注者に提出し、内容について発注者と協議するものとする。

第6 報告書の作成

業務の実施報告及び検証結果を基本とし、Microsoft Word, Microsoft Excel形式に

より作成することとするが、受注者が作成した原案を基に、発注者と協議し、受注者は、その結果を踏まえて修正を行う。

第7 業務完了届及び成果物の提出

受注者は本委託業務終了後、（様式2）の業務完了届に報告書を添えて、令和8年1月9日までに発注者へ納品する。報告書は、紙媒体1部、電子媒体1式（CD-R）で提出すること。

なお、業務完了後既納入成果品に不良箇所が発見された場合は、速やかに補足、訂正及び修正を行わなければならない。これに要する費用は受注者の負担とする。

第8 通則

- (1) 受注者は、第4の業務の企画内容を書面により発注者へ提出、協議を行い、あらかじめ承認を受けるものとする。
- (2) 受注者は、業務内容に関して疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議を行い、その指示に従うものとする。
- (3) 受注者は業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 受注者は業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。ただし、軽微な部分（コピー、ワープロ、印刷、資料整理などの簡易な業務）の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。

第9 作業責任者及び作業員の届出

業務委託契約書第9条に規定する「作業責任者及び作業員届出」は、（様式3）により行うものとする。

第10 資料の収集

業務の遂行上、必要な資料については、受注者の責任において収集するものとする。

第11 その他の負担

業務に用いる器具、消耗品及びその他の雑品は、すべて受注者の負担とする。

(様式1)

業 務 着 手 届

令和 年 月 日

神奈川県居住支援協議会会長 殿

(契約者)

所在地

名称

代表者氏名

印

業務を着手したので、次のとおり届け出ます。

契約名	外国籍住民の居住・生活支援講座実施業務委託
請負金額	
契約年月日	令和 年 月 日
契約期間	令和 年 月 日から令和8年1月9日まで
特記事項	

(様式2)

業 務 完 了 届

令和 年 月 日

神奈川県居住支援協議会会長 殿

(契約者)

所在地

名称

代表者氏名

印

次のとおり業務を完了したので報告いたします。

契 約 名	外国籍住民の居住・生活支援講座実施業務委託
請 負 金 額	
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
契 約 期 間	令和 年 月 日から令和8年1月9日まで
業 務 完 了 状 況	
特 記 事 項	

